

平成24年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績評価表

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		A		
機構は、良好な環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの役割と責任を十分果たすよう、関係者のニーズを十分に把握し、業務の改善・見直しを進め、広く情報提供を行い、業務の質の向上を図るものとする。	機構は、機構法に定める各種業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供を広く行うように努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図りながら以下のとおり、各業務を遂行することとする。	機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供に努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図る。				
	また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。	また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。				
<公害健康被害補償業務>	<公害健康被害補償業務>	<公害健康被害補償業務>		A		
	公害健康被害者(被認定者)への補償給付等に必要な費用の一部をばい煙発生施設設置者又は特定施設設置者から徴収(汚染負荷量賦課金、特定賦課金)し、それらを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付する業務を行う。					

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
1. 汚染負荷量賦課金の徴収	1. 汚染負荷量賦課金の徴収	1. 汚染負荷量賦課金の徴収	・東日本大震災により、申告・納付期限が未到来となっている福島県の一部地域の事業所については、引き続き環境省と連携を図り、丁寧な対応を図っていく。 ・中期計画で定められている平成20年度比50%増(57事業所)の実地調査については、平成25年3月末までに63事業所(平成20年度比65.8%増)に対して実地調査を実施し、中期計画に掲げた目標を達成した。 ・民間競争入札によって実施した徴収業務は、官民競争入札等監理委員会において、実施状況については適正と評価された。なお、次回の入札に際しては競争性の確保等について検討することが必要との意見があった。引き続き関係省庁と協議し、適正な入札を実施し、業務の効率化及び経費の削減を図っていく。 ・オンライン申告の一層の促進のため、申告・納付説明会におけるオンライン申告を中心とした説明内容の充実、関係団体等への働きかけ、雛型ファイルの早期ダウンロードの実施、実地調査時の導入依頼を行った結果、オンライン申告が前年度から407件(11.1%)増加した。 なお、平成24年度はオンライン申告が49.2%にとどまっていることから、引き続きオンライン申告の促進に努める	A	<p>未申告督促、実地調査、委託事業者の指導等の確な徴収業務が行われ、申告額に対する取納率をほぼ100%としたことは評価できる。</p> <p>虚偽申告等の不適切な事業を未然に防止し、適正・公正な賦課金申告に資するため、一定規模以上の硫酸酸化物を排出している工場事業場に対する実地調査は、目標を上回る63事業所で、地域、業種に偏らない体系的な調査が行われている。ただし、納付義務者への実地調査により、調査対象の約3割に施設の申告漏れなどが確認されており、今後とも体系的な調査の継続的な実施が求められる。</p> <p>徴収業務に係る委託費については、民間競争入札の活用等により、年々減少し、平成20年度比8.98%の削減を実現している。</p> <p>納付義務者等に対しては、全国で説明会を開催するとともに、ホームページ上でのオンライン申告手順の情報提供など利便性の向上が図られている。</p> <p>なお、納付義務者に対する申告納付等の業務指導については、実地調査における指導内容が多岐に及んでいることを踏まえ、今後とも効果的な指導を継続する必要がある。</p> <p>また、オンライン申告については、申告件数が前年度よりも約10%増加したことは評価できるが、未だ50%以下にとどまっており、引き続き、オンライン申告の促進に向けた取組の充実が求められる。</p>	
(1)汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	(1)汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	(1)汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収				
汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を図り、取納率を平成19年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。	①補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る取納率99%以上を維持する。	①補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談及び質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る取納率99%以上を維持する。				
	②納付義務者による適正な申告・納付を図り、虚偽申告等の不適切な事業を未然に防止するため、必要な人員を確保しつつ、一定規模以上の硫酸酸化物を排出している工場・事業場に対して、平成20年度実績に比し50%増の実地調査を計画的に実施する。	②虚偽申告等の不適切な事業を未然に防止し、適正・公正な賦課金申告に資するため、必要な人員を確保しつつ、一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対し、平成20年度比50%増の実地調査を実施する。				
(2)汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施	(2)汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施	(2)汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施				
業務の効率性を高める観点から、本中期目標期間からは、汚染負荷量賦課金の納付意思、申告書の審査処理事務の一部等についても民間委託等を行うこと。 その際、これまで商工会議所へ委託していた事務と合わせて、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を活用するとともに、人員及び経費について、具体的な削減目標を立てた上で、目標達成に向けた取組を行うこと。	①徴収業務について、平成21年度から、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成20年度実績に比し、7%以上の削減を図る。	①徴収業務に係る委託業務契約(民間競争入札)においては、平成20年度実績に比し7%以上の削減を図る。				
	②民間競争入札を活用した契約により申告書等の点検事務等に係る人員について、1名の削減を図る。	平成21年度に実施済				
(3)納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上	(3)納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上	(3)納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上				
納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。	①納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性を向上するために、汚染負荷量賦課金専用ホームページの改善、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。	①委託事業者が主催する申告・納付説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応するとともに、説明会での意見・要望聴取の結果を、必要に応じて説明資料等に反映させる。また、納付義務者の利便性を向上するために、汚染負荷量賦課金専用ホームページの改善、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。				
	②汚染負荷量賦課金の徴収業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。	②汚染負荷量賦課金の徴収業務が円滑に進むように、委託業務の監督、指導を行うとともに、委託業務担当者研修会を開催して、公害健康被害補償制度及び納付義務者への対応等に関して、より一層の習熟を図る。				
	③汚染負荷量賦課金の事務処理の効率化を図るため、汚染負荷量賦課金のオンライン申請の一層の促進を図る。	③汚染負荷量賦課金の事務処理の効率化を図るため、申告・納付説明会の会場において、オンライン申請に係る具体的な操作方法等の説明を行うとともに、新年度の準備に入る1月にオンライン申請意思の依頼文書を発送すること等により、オンライン申請の一層の促進を図る。				

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
2. 都道府県に対する納付金の納付	2. 都道府県に対する納付金の納付	2. 都道府県に対する納付金の納付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付金に係るオンライン申請の維持に向けて、都道府県等担当者を対象とした説明会を東京と大阪の2会場で計4回実施した。また、納付業務システムの操作方法については現地での指導もあわせて行った。 ・ 全ての都道府県等においてオンライン申請を維持するため、次年度以降も引き続き説明会を実施していく。 ・ 都道府県等担当者の事務処理の効率化に向けて、補償給付費納付金及び公営保健福祉事業費納付金関係書類作成の手引等の見直し、納付業務システムの操作手順マニュアル(簡易版)の作成を行った。 ・ 今年度は14県市区で現地指導を実施し、公営保健福祉事業を実施するうえで創意工夫が見られた事例については全ての都道府県等に情報提供を行うとともに、環境省に報告した。 	A	システム入力に関する留意事項の追加などの手引書の見直しや、都道府県等担当者への説明、現地指導等により、事務処理の効率化と都道府県等担当者への周知徹底が図られている。 また、事業を実施する上で創意工夫が見られた事例の、都道府県等への情報提供が適切になされているとともに、オンライン申請を維持するための説明会の開催なども適切に行われており、評価できる。	
(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化	(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化	(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化				
都道府県等が行う補償給付の支給及び公営保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。	①補償給付及び公営保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告書(以下「納付申請等」という。)に係る提出書類の適正な作成方法を支援するため、必要に応じて補償給付費納付金関係書類作成の手引等の見直しを行うなど、都道府県等の担当者への周知徹底を図る。	①納付申請等に係る提出書類の適正な作成方法を支援するため、必要に応じて補償給付納付金関係書類作成の手引き等の見直しを行い、都道府県等の担当者への周知徹底を図る。				
	②都道府県等が行う納付申請等の事務処理の効率化を図るため、都道府県等のニーズ等に対応した納付業務システムの見直しを行う。	②納付業務システムについて、都道府県等が行う事務処理の効率化を図るため、都道府県等のニーズ等に対応した改良を図る。				
	③都道府県等が行う納付申請の手の適正化を図るため、現地指導を実施する。現地指導においては、都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに、関係情報を国及び都道府県等に提供する。	③現地指導は、原則として3年に1回のサイクルで実施する。また、現地指導の調査結果については、必要に応じて環境省や都道府県等が主催する会議の場で報告する等、国及び都道府県等へ情報提供を行う。				
(2) 納付金のオンライン申請の推進	(2) 納付金のオンライン申請の推進	(2) 納付金のオンライン申請の推進				
納付金の申請等については、FD・オンライン申請により行われているが、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、本中期目標期間中の数値目標を定め、オンライン申請を推進すること。	都道府県等には、情報セキュリティ規程やシステム整備等の課題があるが、オンライン申請を促進するため、平成25年度までにオンライン申請の比率を、70%以上とする。	オンライン申請が維持出来るよう現地指導等を行うことにより周知徹底を図る。				

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
<公害健康被害予防事業>	<公害健康被害予防事業>	<公害健康被害予防事業>		A		
	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民(以下「地域住民」という。)の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等(以下「ぜん息等」という。)の発症予防及び健康回復を図るため、調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、地方公共団体が行う健康相談、健康診査、機能訓練事業、施設の整備等について助成を行う。					
1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	(1)運用収入の安定的な確保 収入を安定的に確保することができた。今後とも安全で有利な運用に努める。 (2)事業の重点化・効率化 ① 地方公共団体の要望に全て対応できるようソフト3事業に係る申請について優先的に採択し、助成を行うことができた。 ② 患者団体等との意見交換会において、現行行っている事業内容はニーズに即したものであることが確認された。 今後、ぜん息・COPD患者のニーズの的確な把握と事業への適切な反映を、継続的に進めていく。	A	予防基金の運用状況については、計画を上回る運用収益を上げるなど収入の安定確保が図られている。 また、ぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業(健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業)への申請を優先的に採択するなど、事業の重点化及び効率化が図られている。	
公害健康被害予防基金(以下「予防基金」という。)の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。	公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図る。	(1)収入の安定的な確保 公害健康被害予防基金の運用については、運用方針を策定し、安全かつ有利な運用に努める。 自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間より繰り越された積立金の取り崩しにより、収入の安定的な確保を図る。				
	また、事業の実施に当たっては、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。	(2)事業の重点化・効率化 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。				
2. ニーズの把握と事業内容の改善	2. ニーズの把握と事業内容の改善	2. ニーズの把握と事業内容の改善	(1)ニーズの把握と事業への反映 ① 知識普及、研修事業参加者に対するアンケートによって、各事業に対する参加者の満足度が確認され、また、意見・要望が得られた。これらを踏まえ、引き続き、該当する事業において、対象者のニーズを適切に反映するよう改善する。 ② 患者団体等と意見交換する場を設け、現在の事業展開が、概ね患者等のニーズを踏まえたものであることを確認できた。なお、ぜん息患者など事業対象者のニーズの把握と事業への適切な反映を継続的に行う仕組みの検討を行うことができた。 ③ 「見直しの基本方針」に基づき、引き続き、ぜん息患者等の新たなニーズに応える事業の改善に努める。 (2)ソフト3事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討 対象46地方公共団体すべての協力を得、医師、保健指導等の専門家で構成する検討委員会の指導のもと、ソフト3事業の事業の実施効果の適切な測定・把握のための調査を継続して実施することができた。 また、事業内容の改善のため、新たにワーキンググループを設置し、ソフト3事業の事業効果の高い事例を取りまとめた事例集の作成を行い、各地方公共団体に情報提供できた。 (3)そらプロジェクトの調査結果に基づく事業の実施 「そらプロジェクト」の調査結果や、患者のニーズや事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、引き続き、学童期を対象としたより効果的な事業の実施に取り組んでいく。	A	患者団体や関係NPO法人との合同連絡会の開催による意見交換や事業参加者へのアンケート調査などを通じて、患者等のニーズの把握に努め、各種事業に反映している点は評価できる。事業参加者の評価も、概ね9割が5段階中上位2段階の評価となっており、今後も、こうした取り組みを推進していくことが望まれる。 また、事業実施効果に関する調査研究については、事業内容の改善のための新たなワーキンググループを設置し、事業効果の高い事例をとりまとめた事例集を作成配付するなど一定の取組が行われている。 なお、平成24年度より、講演会や水泳記録会等の参加者を対象とした、事業終了2ヶ月後の追跡アンケート調査や呼吸リハビリテーションマニュアルの製作なども新たに実施されており、今後は、そうした調査結果等をも踏まえた事業の実施も求められる。	
効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。	効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。	効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に反映させることにより事業の改善を図る。				
また、実施効果が、十分に把握されていない現状を踏まえ、事業の実効性を確保する観点から、本中期目標期間からは、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努め、その上で、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善すること。	また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談、健康診査及び機能訓練事業について、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、事業実施効果の測定及び把握に努め、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善する。	また、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査を継続的に実施し、専門家による評価・分析を踏まえた事業内容の改善を検討する。				
さらに、環境省が平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」を実施していることを踏まえ、環境省とともに事業の実施方法を検討し、23年度以降速やかに見直しを行う。	さらに、平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」が実施されていることを踏まえ、環境省、地方公共団体等とともに、適切な事業実施方法を検討し、平成23年度以降速やかに見直しを行う。	さらに、環境省が平成23年5月に公表した「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」取りまとめ結果を踏まえ、引き続き、より効果的な事業の実施に取り組む。				

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
3. 調査研究	3. 調査研究	3. 調査研究	(1)調査研究の公募による実施 ホームページ及び関連学会・関係機関等を活用して広く公募し、各々外部有識者による評価委員会による事前評価を経て、環境保健分野については14件、大気環境の改善分野については2件の調査研究を、公募の締切日から60日以内に採択することができた。 (2)調査研究の評価、研究成果の公表等 評価委員会による年度評価及び事後評価を行い、評価結果を研究者等へフィードバックした。今後もより良い研究を行うための評価等を適切に実施する。 また、マニュアルやパンフレットを医療機関や地方公共団体等への配付や研究成果等のホームページでの公表等により、ぜん息などのアレルギー疾患の予防や治療に役立つ知見を広く周知するとともに、研究成果の活用の一層の促進を図れた。 (3)経理の適正化、透明性の確保 委託費の適正な執行を図るための指導を行った。今後も引き続き、研究機関等への会計説明会等を実施し、経理の適正化、透明性の確保を図っていく。	A	環境保健分野及び大気環境改善分野ともに、公募と採択が計画通りに適切に実施されている。新規調査研究課題の実施に当たっても、環境再生保全機構や関連学会のホームページに加え、日本アレルギー学会の協力を得て、同学会員への個別通知を行うなど広く公募を行うなどして多数の応募がなされるとともに、公募から採択までの処理日数も計画より短縮されており評価できる。 また、研究成果についても、学会や論文発表などを通じ公表されるとともに、パンフレット等の形で事業への反映も図られている。 今後も、予防や治療に効果の高い課題を研究課題として選定していくことが望まれる。	
(1)ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に重点化すること。 また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を導入し、透明性の確保を図ること。	(1)環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる健康相談・健康診査・機能訓練事業の根拠となる知見の確立及び事業実施効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の改善に係る課題に重点化を図る。	(1)環境保健分野に係る調査研究については、平成23年度より開始した1課題の研究を継続するほか、平成24年度より開始する調査研究課題について、公募により実施する。 また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、継続1課題の研究を実施するほか、平成24年度より開始する調査研究1課題を公募により実施する。				
	なお、新規に採択する調査研究課題については、公募制を導入し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。	なお、公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。				
	また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。	また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。				
(2)調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。	(2)各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。	(2)各調査研究課題の外部有識者による評価として、年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。				
	さらに、研究成果については、研究発表会で公表するほか、ホームページ上で広く公開する。	また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。				
4. 知識の普及及び情報提供の実施	4. 知識の普及及び情報提供の実施	4. 知識の普及及び情報提供の実施	(1)地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及 ・今年度、新たに厚生労働省と連携した普及啓発講習会を実施するとともに、講演会・講習会の開催、パンフレットの作成・提供、ホームページによる情報提供及びぜん息・COPD電話相談室の開設等を通じ、ぜん息・COPDの予防・管理に関する適正な知識を普及することができた。なお、実施した全ての事業について、各事業参加者の80%以上の方から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることができた。 ・今年度から講演会・水泳記録会等については、事業直後だけでなく、事業終了2ヵ月後に追跡アンケートを新たに実施した結果、事業に参加した者の行動変容が、継続されていることが確認できた。 ・各種の事業の実施を通じ、患者団体等へのヒアリングにより把握したニーズに応えることができた。	A	学会や自治体、NPO等と連携した講演会や講習会、パンフレットの作成など、様々な手法や媒体による情報提供が行われ、ほぼ全ての事業で参加者の概ね9割から高い評価を受けている。特に、死亡事故を受けてなされた自治体からの要望を受け、急遽、研修会を開催するなど迅速な取組も見られるとともに、啓発資料についても、現場にとって有用であり広く活用されるなど、普及啓発活動が適切に行われており評価できる。 また、得られた知見等についても、ホームページを通じて情報発信しており、大気環境等の情報館のアクセス数も700万件を超えている(昨年度比1.6倍増)。	
環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行う。また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	(1)地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する	(1)地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。				
	各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。	各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。 また、既存のパンフレット等については、必要に応じて内容の見直しを行っていく。				
	(2)ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。 そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。	(2)ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。				

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
5. 研修の実施	5. 研修の実施	5. 研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 実施したすべての研修において、アンケート有効回答者の80%以上の方から5段階評価で上から2段階までの評価が得られた。受講者へのアンケート等を通じて得られた意見・要望等は、今後の事業に適切に反映していく。 研修の実施により、予防事業を実施する上で必要とされる専門スタッフの養成を図り、予防事業の質の向上や各地方公共団体で実施する事業内容の均一化が図られている。更には、地方公共団体で実施する講演会等において実技指導が取り入れられるなど事業に活用されている。 呼吸リハビリテーション指導者養成研修については、患者等のニーズと現状の参加希望者増加の状況を鑑み、全ての希望者が参加できるように、今後は日本呼吸ケア・リハビリテーション学会の研修会の内容をベースに講義と実習を取り入れた研修会を機構独自で開催する。 年度初めに年間の研修スケジュールを示して、年度初めから一括して研修受講の受付を始め、各研修の実施の一定期間前に、再度、研修の募集案内を再周知する等、研修受講者の参加者増に努めることができた。 次年度研修計画を早期に策定し、地方公共団体等の研修対象者が、各研修の目的・内容を把握し、計画的に参加できるよう、引き続き取り組む。 研修に参加できなかった者や研修参加終了後のフォローアップとして活用するため、第8期環境保健調査研究で開発したeラーニング学習システムを、平成25年6月に運用を開始する。 	A	<p>予防事業の助成対象とした「親子ぜん息キャンプ」の実施事例を紹介するなど、受講者のニーズを踏まえた研修カリキュラムの改善が図られている。また、PM2.5など最新の知見を取り入れるなどして実践的な研修が行われ、全ての研修において、事業参加者の9割以上から高い評価を得ており評価できる。</p> <p>今後は、高評価者の割合をより高めるなど、目標を高く設定した上で研修内容の改善も検討すべきである。</p> <p>また、研修受講者数については、早期の受講案内等の措置が講じられているものの、受講者数の増加などの具体的な成果は得られておらず、今後、eラーニング学習システムの導入など、研修に直接参加できなかった者への情報提供も含めた研修事業の充実が期待される。</p>	
6. 助成事業	6. 助成事業	6. 助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業に重点化した交付決定を行った。引き続き、関係地方公共団体と連携して、地域住民が参加しやすく、ぜん息等の発症予防及び健康回復に対応した、より効果的な事業の実施に努めた。 助成対象地方公共団体に対する助成事業に関する情報提供等によって、健康診査事業のスクリーニング回数の見直しや大気浄化植樹事業の要望数の増加などに繋がった。引き続き、事業運営に参考となる情報提供に努める。 	A	<p>環境保健分野に係る助成事業については、患者団体へのヒアリング等によって把握した患者ニーズを踏まえ、ソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）に重点化した助成がなされており、いずれの事業においても参加者数が前年度を上回っている。</p> <p>また、大気環境の改善分野に係る助成事業についても、これまで同様、幹線道路沿線の特に子供を対象とする施設への大気浄化植樹事業が行われている。</p> <p>さらに、実務者連絡会議等の場を通じた地方公共団体に対する情報提供等によって、健康診査事業のスクリーニング回数の見直しや環境改善事業の増加につながるなど事業効果も見られ、順調に事業が実施されている。</p>	
助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを反映し、重点化を図ること。	(1)環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。	(1)環境保健分野に係る助成事業については、地方公共団体と連絡・調整を図りつつ、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化を図る。				
また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。	また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。	また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを的確に把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。				
なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業については、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善する。	なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業については、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善する。	なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査を継続的に実施し、専門家による評価・分析を踏まえた事業内容の改善を検討する。				
(2)大気環境の改善分野に係る助成事業については、地方公共団体等のニーズを反映しつつ、高い効果を見込める局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化を図る。	(2)大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる事業を実施する。	(2)大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる事業を実施する。				
<地球環境基金業務>	<地球環境基金業務>	<地球環境基金業務>		A		
環境保全に取り組む民間団体の活動を支援するため、民間団体(NGO/NPO)による環境保全活動に対する助成(助成事業)を行うとともに、調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修(振興事業)を実施する。						

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
1. 助成事業に係る事項	1. 助成事業に係る事項	1. 助成事業に係る事項	(1)情報提供の強化等による助成事業対象者の利便性の向上 ① 地球環境基金助成事業の広報のため、他の助成金運営団体と共同で、全国各地で説明会を実施することができた。 ② 助成団体等への利便性を考慮し、支払い申請の利便性のためのExcelマクロファイルの提供や要望書の様式変更、記載例を創意工夫して取り組むことができた。また、助成金支払申請に係る処理期間については中期計画の目標である4週間以内を達成することができた。	A	助成期間(3年)の厳守等による助成先の固定化の回避、助成先の裾野の拡大に向けた取組、助成事業の重点化、利用者への情報提供の強化などによる利便性の向上等については、第三者委員会による評価を踏まえ、確実に実施されている。 特に、これまで説明会を実施していなかった地域における説明会の開催など、地球環境基金事業の周知広報に積極的に努めた結果、説明会を実施した全ての県に所在する団体から助成の要望書が提出されたことは評価できる。事業の重点化においても、東日本大震災関連の環境保全活動を行っている団体への特別助成や、アセアン等のアジア太平洋地域における活動への助成を行うなどしている。 今後とも、NPO等の利便性の向上など、NPO等がより効率的・効果的に事業を実施できるような取り組みが行われることが期待される。	
(1) 助成先の固定化の回避	(1) 助成先の固定化の回避	(1) 助成先の固定化の回避	(2) 助成事業に関する周知・広報の強化 ① 助成要件件数の増加を目指し、環境NGO・NPOの潜在的なニーズの把握に努め、助成実績が少ない地域などでの説明会を実施した。 ② 研修・講座における助成金説明を行う他、助成金募集案内のリーフレット作成やWEB広報など新たな取組による広報強化に努めた。 以上の結果、平成25年度の要件件数の増加(前年度に比し45件、10.7%増)へ繋がった。今後も、更なる効果的な広報に努めていきたい。			
助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。	一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。	一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。	(3)事後(終了年次)評価結果の反映及び事業評価等 ① 平成23年度事後(終了年次)評価結果を取りまとめ、評価対象団体へのフィードバックを行うとともに、助成専門委員会への提言を取りまとめ、平成25年度募集案内に反映させることができた。 ② 助成事業の実施を通じて、行政や企業等からの信頼感が上がり、組織が活性化しとす団体も少なくなく、また活動の内容がマスコミに取り上げられるなど顕著な成果も上げられている。今後も地球環境基金事業を通じて、環境NGO・NPOによる環境保全活動を一層支援していく。			
また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うなどにより、環境活動の裾野を広げるための取組の推進を図ること。	また、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大のための取組を進める。	また、助成対象の裾野の拡大を図るためこれまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うとともに、助成金募集に係る説明会を開催する。				
(2) 助成の重点化等	(2) 助成の重点化等	(2) 助成の重点化等				
助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図ること。	助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。	助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。 また、地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施する。				
(3) 処理期間の短縮	(3) 処理期間の短縮	(3) 処理期間の短縮				
助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、1件当たりの平均処理期間については、平成20年度実績を維持すること。	助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。	助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、振込日の分割を継続することにより、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。				
(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応	(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応	(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応				
民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。	民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する。	民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する。				
	助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。	また、平成23年度評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針へ反映させる。				

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
(5) 利用者の利便向上を図る措置	(5) 利用者の利便向上を図る措置	(5) 利用者の利便向上を図る措置				
募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。	①募集時期の早期化を図り、年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等を行うことにより、助成案件の内定及び交付決定通知について、これまでで最も早期に行った平成20年度の水準(内定については4月15日、交付決定については7月2日)で維持する。	①募集時期の早期化を図るとともに、助成案件の内定及び交付決定通知について、これまでで最も早期に行った平成20年度の水準(内定については4月15日、交付決定については7月2日)を維持する。				
	②毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。	②毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図る。				
	③助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。	③助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。				
2. 振興事業に係る事項	2. 振興事業に係る事項	2. 振興事業に係る事項	(1) 調査事業の実施 ① 環境NGO・NPO活動状況の把握 活動状況調査については、国の政策目標である民間団体の自発的環境保全活動の促進に資するもので、昨年度に東日本大震災の影響で調査を見合わせた東北地域を最優先で実施し、委託先の選定を速やかに 行い調査に着手することができた。 ② 洋上漂流物に係る調査研究 東日本大震災により生じた洋上漂流物が米国等に漂着している問題については、政府間の協力ではなく、民間も含めた様々なレベルでの対応を検討していくことが重要であるとともに、環境政策上からも喫緊の課題であり、また速やかな対応が求められるなか、現地調査やシンポジウムの開催などを実施することにより、NGO・NPOに対する情報提供などが迅速に実施できた。	A	調査事業及び研修事業ともに、ニーズを踏まえた事業が重点的且つ効果的に実施されており、参加者からも高い評価を得ている。 特に、震災対応として、NPO等の活動が活発になっている東北地域の活動状況を最優先で調査公表するとともに、洋上漂流物の調査研究等が速やかに行われた点は評価できる。 また、研修事業においても、環境保全活動の担い手であるNPO等の人材育成と組織運営の向上に向けた研修・講座を実施しており効果的な研修が行われている。	
(1) 調査事業、研修事業の重点化	(1) 調査事業、研修事業の重点化	(1) 調査事業、研修事業の重点化	(2) 研修・講座の実施 ① 平成24年度研修・講座計画を4月に公表し、早期に企画募集等を行うことができた。募集した19講座に対し、16講座を実施し、参加者より高い評価を得ることができた。なお、3講座は効果的な企画の提出がなく見送った。 ② 環境保全を行う人材育成に係る研修・講座を実施することで、環境保全に関する動向の把握と専門的知見の向上とともに、環境NGO・NPOの組織管理・調整、企画、会計、情報収集・発信、政策提言を行うためのコミュニケーションといった様々な能力養成を図ることができた。 ③ 研修・講座の参加者からの研修ニーズを十分に確認するとともに、研修・講座運営団体による実務者ミーティングにおける意見・要望及び研修・講座アドバイザーの提言等を参考に、平成25年度の研修・講座計画を策定した。今後も、より効果的な研修業務とするため、受講者、運営者の意見・要望を把握するとともに、第三者の助言を得ながら事業を実施していく予定である。			
調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。	調査事業について、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化する	調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業として開催する講座等を活用して、民間団体等のニーズ調査を行う。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化して実施する。				
(2) 研修事業の効果的な実施	(2) 研修事業の効果的な実施	(2) 研修事業の効果的な実施				
受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。	研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち80%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を図る。				

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
3. 地球環境基金の運用等について	3. 地球環境基金の運用等について	3. 地球環境基金の運用等について	・ 広報募金活動計画を定め、これまで行ってきた広報募金活動に加え、広告媒体や広報物の送付先を見直すなど新規の募金者を獲得するための広報に努めた。 ・ 地球環境基金への理解を深めるための広報活動に努めたことにより、寄付件数については昨年に比べて増加した。また、寄付金については、第二期中期計画の目標額を達成する見込みである。 ・ 平成25年5月で創設20周年を迎えることから、これまでの事業の整理・総括と今後の事業の在り方等を検討するためのプロジェクト・チームの設置（平成25年度に設置予定）に向けて、専門家等の意見を踏まえた準備を進めている。	A	募金活動のPDCAを適切に行い、広報活動に努めた結果、厳しい経済情勢の中にもかかわらず、寄付件数が増加したことは評価できる。また、基金の運用についても適切に行われている。ただし、寄付金額は減少しており、大口寄付者が得られなかったことについての今後の対応策が期待される。	
地球環境基金の増額を図るため、積極的に募金獲得活動等を行い、本中期目標期間中における具体的な目標を設定した上で、目標達成に向けた措置を講ずること	地球環境基金の拡充に向けて、広報募金活動の充実強化を図る。このため、広報活動の充実などを図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を得て、中期計画期間中の募金等の総額が平成20年度末までの5カ年間の出入金の総額を上回るよう募金等の活動を行う。	地球環境基金に係るホームページや広報誌の充実を図ることなどの広報募金活動を積極的に進めることにより、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる増強を図る。				
また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。	また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。	また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。				
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>		A	軽減事業及び振興事業への助成について適正に審査し実施されており、助成金の交付状況についてもホームページで公表されている。	
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の軽減(軽減事業)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の促進(振興事業)に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。					
助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく事業の採択について透明性・公平性を確保する。また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況等結果を公表すること。	本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。	本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。	PCB廃棄物処理基金助成金に係る軽減事業への助成について、環境大臣が指定する事業者からの申請に基づき、適正に審査して実施するとともに、交付状況について機構ホームページで公表することができた。また、PCB廃棄物処理基金の運用については、安全性の確保を最優先した運用を行うことができた。今後も適正な助成金の交付を実施するとともに、交付状況を機構ホームページで公表する。			
<維持管理積立金の管理業務>	<維持管理積立金の管理業務>	<維持管理積立金の管理業務>		A	事務処理手順書を作成するなどして、維持管理積立金の積立・管理が適切に行われている。また、それらの積立金の資金運用についても国債等により安全性を優先し堅実に行われているとともに、積立者に対する運用利息額等の通知も適切に実施されている。	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を環境再生保全機構に積み立てる。					
最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。	本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。	本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた適切な運用を図る。	維持管理積立金の積立て及び取戻し並びに利息額の算定通知及びその払渡しについて、事務処理手順書を作成し、適正な管理を行うことができた。また、維持管理積立金の運用については、安全性の確保を最優先とした運用を行い、積立者に対し、利息の払渡しを行うことができた。今後とも引き続き事務処理手順の更なる合理化を図るとともに、安全性の確保を最優先とした資金運用に努める。			
また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。	また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。	また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。				

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
<石綿健康被害救済業務>	<石綿健康被害救済業務>	<石綿健康被害救済業務>		A		
	石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対する医療費等の救済給付を支給する等の業務を行うとともに、石綿健康被害者が今後とも長期間にわたり増加する傾向にあると見込まれることから、これに備えた取り組みを行う。					
1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24年度の窓口相談及びフリーダイヤルの件数は1,808件であり、23年度の1,339件と比べると約35%増加した。 ・ 媒体としては、新聞広告やインターネットを通じた問合せが大きく伸びており、特に新聞広告については24年度に実施した 47都道府県の地方紙への広告掲載の取組が効果として現れたものと考えている。 ・ 石綿健康被害救済法において制度の周知を徹底することとされていること、また、中央環境審議会における『石綿健康被害救済制度の在り方について(二次答申)(平成23年6月)』においても制度の周知が求められていることとあり、今後も広報に関する分析を行い効果的な広報の実施に努めていきたい。 ・ 保健所説明会は、中部ブロックから北陸ブロックを分割、九州ブロックでは沖縄県を単独開催としたことにより、遠方で参加できなかった自治体の参加につながった。また、これまで開催していなかった県のうち、秋田県、石川県、愛媛県で実施するなど開催場所を工夫した。 ・ 保健所説明会において、自治体が独自で行う研修会に、機構職員及び専門医師の派遣を行っていることを周知したところ、派遣の依頼があり、群馬県に機構職員と専門医師を派遣して救済制度及び医学的情報の説明を行った。 ・ 保健所説明会の開催にあたり、関係機関と調整を行った結果、滞りなく実施することができた。 ・ 旭川市・函館市の住民相談会では、折り込みチラシで周知を行うなど新しい試みを行った。 ・ 住民相談会については、相談件数が23年度に比べて減少(51件→28件)したことから、今後の開催方法、場所、日時等について検討することとした。 	A	<p>新聞やリスティング広告、専門誌への広告など多様な媒体を活用した広報活動がなされ、ホームページへのアクセス件数が過去最も多かった制度発足時の件数を超えるとともに、窓口相談等の問い合わせ件数も平成23年度比で35%増加するなど成果が上がっている。</p> <p>また、救済制度に関する相談等についても、フリーダイヤルや保健所説明会等を通じて適切に対応している。</p>	
(1) 救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。	(1) 年度計画を定めて多様な広報媒体を活用し、確実かつ広範な広報とともに、都道府県に加え市町村及び関係団体等との連携を図りつつ、地域性等にも考慮したきめ細かで効果的な広報を実施する。	(1) 申請書アンケートにより、申請等の契機が、医師及び医療関係者からの助言という回答が多いことから踏まえ、引き続き、医師及び医療機関向けの広報を実施する。 特に、申請にかかる診断書作成などの実績のある医療機関に対しては、制度の変更等について重点的に周知を行う。 制度周知の広報媒体として効果のある新聞広告をはじめとして、地域性や対象者を考慮した多様な広報媒体を用い、きめ細かな制度の周知を行うとともに、今後の広報のあり方についての検討を行う。 また、地域における住民相談会を昨年度に引き続き実施する。				
(2) 制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。	(2) 救済制度に関する相談・質問事項等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済給付制度及び申請手続の説明を行うなど迅速な救済を図る。	(2) 各地域で保健所説明会を実施し、担当者の受付相談業務の知識を深め、申請手続きの円滑化及び迅速化を図る。				
2. 制度運営の円滑化等	2. 制度運営の円滑化等	2. 制度運営の円滑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果を基に、手引きを分かりやすい内容に改訂、保健所説明会の開催を増やすなど、制度運営の円滑化に役立てることができた。 ・ 石綿疾患関連の学会でセミナーを開催、広く周知を行った結果、申請等に必要医学的資料の精度向上が図られ、申請や認定等の迅速化につながることができた。 ・ 平成23年度に1回開催した「中皮腫細胞診実習研修会」について、平成24年度は2回、東京と関西で開催した。指定疾病の対象患者が多い関西地区(神戸大学)については初めて実施した。なお、参加者に対して行ったアンケートでは、非常に勉強になったとの声が多かった。 ・ 石綿繊維計測機関育成事業では、「現場ティーチング」や試料作製の工程を学ぶ「見学会及び実習」を行い、専門家の知見、技術等を事業者に習得させることができた。 ・ 石綿小体計測精度管理事業は、検査技師の精度の向上を図るため、継続的に実施していく。 ・ 各種情報をホームページ上で情報公開するとともに、自治体窓口定期的にメールを配信するなど、最新の情報を提供することができた。 	A	<p>アンケート結果を基に、申請の手引きを分かりやすい内容に改訂するとともに、保健所説明会の開催を増やすなどして、制度運営の円滑化に努めている。</p> <p>また、学会等と連携しセミナーを開催するなどして、申請手続等々の周知や診断精度の向上が図られるとともに、事業実施の円滑化に役立つ研修会や計測機関の育成事業が実施されている。</p> <p>さらに、認定状況をホームページで公表するなど、情報公開も積極的に行われている。</p>	
(1) 認定患者等のニーズの把握に努め、制度の運営や広報活動等に反映させること。	(1) 認定患者等に対するアンケート調査を行い、認定患者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営、広報業務等に反映させる。	(1) 各種アンケートを実施し、その結果を申請手続き、周知広報及び相談業務の改善等に反映させる。				
(2) 医療機関等との連携、調査、情報収集、指定疾病に関する知識の普及等、業務実施の円滑化に向けた取り組みを行うこと。	(2) 認定業務を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図るとともに、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。	(2) 医療関係者の申請等の手続に伴う理解や認定業務の迅速化及び正確性向上のために、石綿関連疾患の確定診断に係る研修会及び関連学会でのセミナーを開催し、あわせて救済制度の認知度を向上を図る。 また、石綿小体計測精度管理事業等を実施し、認定業務の迅速化及び正確性の確保を図る。				
	(3) 環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。	(3) 業務運営に生かすために、関係者のニーズを可能な限り把握するとともに、救済制度の認定・給付の状況について随時及び年次で情報公開する。				
(3) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運用状況の公開を図ること。	(4) 認定や給付の状況など、救済制度の運用について随時及び年次で情報を公開する。					

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
3. 認定・支給の適正な実施	3. 認定・支給の適正な実施	3. 認定・支給の適正な実施	<ul style="list-style-type: none"> 申請・請求の受付から認定等までの期間の短縮に努めた結果、療養中の方では、医学的判定1回で認定等に至る案件の期間が、前年度102日から今年度79日に、同じく追加資料を求められたものでは、232日から202日に短縮されるなど大幅な短縮ができた。 療養中の方からの認定申請について、判定が1回で済んだ件数のうち、70.4%を3か月以内に処理し今年度の目標を達成することができた。 引き続き、申請から医学的判定の申出までの期間の短縮、「◎」案件の確実な処理等により、認定等までの期間の短縮を図ることとした。 労災保険制度との連携強化について、厚生労働省の周知事業における法施行前の特別遺族申慰金の請求において、労災保険制度の対象とならない方々からの329件の請求に対して313件(95.1%)を的確に処理することができた。 救済給付金20,290件(37億3,043万円)の支給を適正に行うことができた。 認定の時期に応じて支給の時期を早められるよう支払日を追加して支給に係る処理期間の短縮に取り組んだところ、医療費(償還)の支給において4日、療養手当(初回)の支給において9日、未申請死亡者に係る特別遺族申慰金等において2日の短縮が図られた。 一方、被認定者遺族等への給付に係る処理期間は、未支給の医療費等において2日、葬祭料において3日、救済給付調整金において7日の増となった。高額療養費の照会、書類不備に係る審査など処理期間の変動要因となる事務をより効率的に行うよう努める。 併給調整等に伴う給付金の返還事務を救済給付の支給を所掌する部門に移管する組織改正により併給調整とこれに伴う返還事務を一元化して取り組み、併給調整に係る事務の円滑化が図られた。また、併給調整に関わる課題を環境省等と共有することに努めており、より円滑な制度運営に向け環境省とともに取り組む。 認定更新業務については、申請手続きの恣意を漏れなく行い、更新対象者76名のうち申請する意思のない1名を除く75名からの申請を受け付け、更新手続きを完了できた。 石綿肺の診断等に関する支援業務については、平成24年9月3日付け環境省との請負契約に基づき、対象者の健康管理及び専門委員会の設置運営等を円滑に進めるとともに、より有効な事業となるよう画像撮影補助における手順の見直しを行うことができた。 	A	<p>医療機関への迅速な連絡や情報提供、医学的判定にかかる手続きの簡素化に努めるなどして、申請・請求から認定までの処理日数が大幅に短縮されたことは評価できる。</p> <p>また、救済給付の審査・支給についても、周知広報等により給付件数、給付額ともに前年度を上回っているとともに、労災対応にならない死亡者遺族への対応も進んでいるなど適切に行われている。</p>	
(1) 医療費の支給に係る認定申請及び特別遺族申慰金等の支給に係る請求について、迅速かつ適切な処理を行うこと。	(1) 患者等の増加傾向にともない、認定等についての業務量の増加が見込まれるため、認定等に係る事務処理を迅速かつ的確に行うとともに、保健所等での円滑な受付などの確保を図る。	(1) ① 前年度に引き続き申請段階より医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努めることにより、申請・請求から認定・給付までの期間短縮を図る。 特に、療養中の方々からの認定申請について、判定が1回で済むケースのうち60%以上を3ヶ月以内に処理するように努める。 また、環境省からの追加依頼に応じて、医療機関が的確な資料を迅速に提出できるよう、環境省とともに依頼文書の内容の改善について検討を行う。 ② 他制度との併給調整を的確に実施するとともに、関係機関とも協議し、併給調整をより円滑かつ着実に実施するための仕組みを検討する。特に平成23年度に厚生労働省が実施した法施行前の中皮腫死亡者への遺族への周知の実施等によって併給調整を要する案件が大幅に増加することが予想されることから、その対応のため、当面の実施可能な仕組みを早急に検討し、実施する。		A		
(2) 各種給付について認定後、迅速かつ適正な支給を行うこと。	(2) 認定患者等の増加傾向にともない、支給についての業務量の増加が見込まれるため、医療費等の支給に係る事務処理を迅速かつ的確に行う。	(2) 認定・給付システムの活用や業務実施マニュアルの随時の見直しなどにより、支給に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。 また、認定更新業務は、引き続き申請漏れにより認定更新を受けるべき者がその資格を失うことのないよう適切に実施する。		A		
4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 認定・給付システムの改修により、データの正確性の確保、入力や確認ミスの削減ができるようになり、また、作業時間も短縮され、業務の効率化を図ることができた。 ばく露調査支援システムの改修により、ばく露状況調査報告書の作成時間が大幅に短縮された。 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、部内職員全員に対し研修を実施することにより、徹底を図ることができた。 住基ネットの保守作業は、今まで職員が実施していたが業者に委託することで、職員の負担の削減及びハードウェアトラブル時の対応が可能となり、システムの安定的な運用につながった。 	A	<p>認定・給付システムの改修により業務が安定的に実施され、業務の効率化が図られるとともに、部内職員全員を対象とした研修の実施など、個人情報保護及び情報セキュリティ対策が適切に行われている。</p>	
業務の一層の電子化による効率化を進めるとともに、セキュリティの確保を図り個人情報を適切に管理すること。	(1) 認定申請・給付請求から給付に至るまでの情報を適切に管理するシステムを構築し、セキュリティが確保された的確な運用を図るとともに、認定・給付の状況についてのデータをもとに業務の適切な運用を図る。	(1) 認定・給付システムを確実に運用・保守し、情報セキュリティを確保するとともに、認定等の業務を安定的に実施できる環境を保持する。また、システム運用上の改善点等を検討、整理し、さらなる業務の効率化を図る。		A		
	(2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の取扱いに関する規則を定め、各業務の担当課長を管理者として管理を厳格に行う。	(2) 引き続き、部内職員全員に個人情報保護及び情報セキュリティの研修を行い、これらのルール遵守を確保するリテラのルールの遵守を確保する。		A		
5. 救済給付費用の徴収	5. 救済給付費用の徴収	5. 救済給付費用の徴収	<ul style="list-style-type: none"> 特別拠出金の徴収は、確実に実施した。 船舶所有者に係る一般拠出金について、今後、申告・納付がない場合、一般拠出金の額の決定・通知等を行い、船舶所有者に係る一般拠出金の公平な徴収に努める。 	A	<p>年度当初に徴収決定額の通知を行うなど、特別拠出金の徴収は確実に実施されている。</p>	
救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。	救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し納付手続きに係る周知を図り、適切に拠出金を徴収する。	特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。		A		
6. 救済制度の見直しへの対応	6. 救済制度の見直しへの対応	6. 救済制度の見直しへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 制度利用者アンケートについては、今後の制度の改善に役立つ情報が得られるよう見直しを行い、集計結果を環境省に提供することができた。 労災保険制度との連携については、個人情報の取扱いのほか労災保険の動員に必要な情報等について環境省及び厚生労働省に対して調整を行い、肺がん等の認定基準の改正とあわせて、関係通達の改正を行うことを確認することができた。 現行の石綿健康被害救済制度をより円滑に運営することができるよう改善するために、現在の課題、その課題について機構として考えた対応案などをとりまとめ、環境省へ提出した。 	A	<p>労災保険制度との連携などの諸課題について、環境省及び厚生労働省に対する調整を行うなど適切な対応がなされている。</p>	
法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。	法律に規定されている見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。	中央環境審議会の石綿健康被害救済制度の在り方について(二次答申)の指摘事項に対して、環境省、必要に応じて厚生労働省をも連携のうえ、対応する。 また、救済制度のより円滑な運営のため、関係機関と意見交換を行うとともに、制度改正等について、必要な提言・要望を行う。		A		

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項	Ⅲ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅲ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		A		
1. 組織運営	1. 組織運営	1. 組織運営	(1)業務体制の効率化 石綿健康被害救済部における救済給付の返還請求手続きを給付課に一元化することで、企画調整課業務の削減など効率化することができた。 (2)内部統制の強化 ・ 理事・監事等意見交換会を開催し、機構の課題、対策について意見交換を行い、物品管理システムの再構築など部署横断的な課題について解決を図ることができた。 ・ 若手職員によるPTを設置することでボトムアップにより提言を行った。また、部門を超えて各部の課題を共有するなど連携強化を図ることができた。 ・ 理事、上席審議役の所管業務の変更を行うことで、業務改善に向けた提言がより活発になるなど部署横断的な連携強化を図ることができた。 ・ 内部統制基本方針に基づき、職員の業務に取組む姿勢を理事長が職務階層別に聞くことにより、各階層からの意見を把握・集約することができた。 ・ リスク管理について、リスクの軽重付けを行うことで、全組織として優先して対応すべきリスクの把握をすることができた。また、リスク管理が継続的に行われるよう自己点検を行い、リスク管理体制の強化を進めることができた。 ・ 研修等を通じ役職員のコンプライアンスに対する意識を高めることができた。 ・ 平成23年度情報セキュリティ監査の指摘事項への対応として、ベンダとのデータ共有の見直しやセキュリティホール対策等を実施することで、情報セキュリティ対策を強化することができた。 ・ 情報セキュリティ実施手順書を整備することで、機構における情報セキュリティ対策のルールを明確化し、研修を行うことで役職員の情報セキュリティに対する意識を高めることができた。	A	組織運営の効率化を図るため、2課に分かれていた石綿健康被害救済部における救済給付の返還請求手続きの業務を給付課に一元化する組織の合理化を行っている。 また、内部統制の強化に関しては、理事長のリーダーシップの下、ボトムアップ型の業務改善提言の取組など若手職員の意欲の活用や、一般職員や管理職との意見交換の実施などによるコミュニケーションの強化、コンプライアンス意識の浸透など、多様な職員に対する管理が適切になされている。 さらに、リスク管理については、リスク項目の軽重付けとリスクマップの作成を行うことで、組織として優先的に対応すべきリスク項目(650項目中69項目)を確認しつつ、リスクへの新たな対応策の必要性の検討を行うなど、リスク管理の強化に努めており、評価できる。	
(1)組織体制及び人員の合理化目標の明確化	(1)組織体制及び人員の合理化の明確化	(1)組織体制及び人員の合理化				
業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、事務及び事業の見直しを踏まえた現行の管理部門等の組織体制並びに人員の合理化に向けた計画を中期計画等において具体的に記載し、その計画を着実に実行すること。	管理部門(総務部・経理部)については、一層の事務処理の効率化を図る。事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築する。 なお、合理化に向けた組織体制等の基本的事項については、「Ⅷ. 2. 職員の人事に関する計画」に定め、具体的な合理化に向けた計画については、年度計画において明示する。	管理部門(総務部・経理部)については、一層の事務処理の効率化を図る。事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築する。 具体的な合理化目標の計画については、「Ⅷ. 2. 職員の人事に関する計画」において明示する。				
(2)内部統制(コンプライアンス)の強化	(2)内部統制(コンプライアンス)の強化	(2)内部統制(コンプライアンス)の強化				
役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等を速やかに策定し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図ること。	役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等の速やかな策定及び活用、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図ること。	コンプライアンス・マニュアルを活用し、職員に対するコンプライアンスに関する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図ること。				
また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施すること。	また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。	コンプライアンス推進委員会において、定期的に法令等の遵守及び業務の適正な執行等の内部統制状況に関する確認等を行うとともに、監事による内部統制の評価を行う。				
(3)大阪支部の廃止 大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、本中期目標期間中に廃止すること。	(3)大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、平成25年度に廃止する。					
(4)石綿健康被害救済業務に係る組織体制の見直し 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に増員が必要な場合は、機構全体の既存業務の合理化、見直し等により確保することとし、組織の肥大化を招くこととならないようにすること。	(4)石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織の見直しを行う。	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に必要に応じて組織の見直しを行う。				

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
2. 業務運営の効率化	2. 業務運営の効率化	2. 業務運営の効率化	(1)ラスパイレス指数については、毎年、給与水準の低減のための方策を継続的に講じてきたことにより、平成23年度までに対国家公務員指数を概ね112程度とし、地域差、学歴構成を勘案した指数は概ね109程度とする目標を達成した。 ○平成24年度に講じた方策 ・「国家公務員の給与等の改定及び臨時特例に関する法律」に準じて、平成24年4月から以下の措置を講じた。 ①俸給月額を引き下げ ②本俸に係る経過措置の実施を平成26年3月31日とするともに額を引き下げ ③平成24年6月賞与における平成23年度給与の年額調整 ④平成24年4月から平成26年3月までの臨時特例 ・俸給月額の支給額の減額(在職級毎に▲4.77%、▲7.77%、▲9.77%の3区分) ・管理職手当の支給額の減額(▲10%) ・俸給月額及び管理職手当の支給額減額に対応した特別都市手当の支給額の減額 ・賞与(期末手当、業績手当)の支給額の減額(▲9.77%) ・昨年に引続き55歳を超える管理職員の本俸を1.5%減額して支給	評価	コンプライアンス推進委員会など外部有識者からなる各種委員会を活用し業務実施上の助言を受けるとともに、システムサーバを外部委託するなどの取組を実施している。 一般管理費及び業務経費とともに計画を上回る削減となっているとともに、人件費の対国家公務員比についても、他の法人に比べて高い状態であるものの、概ね109程度とする目標を達成しており、ホームページ上の公表もなされている。 また、競争性のない随意契約についても削減の方向が定着するなど、効率化のための取組が継続して行われており適切と判断できる。 なお、随意契約の見直しに当たっては、効率化の視点に加え、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第21条の3の趣旨を踏まえた見直しも必要であり、今後とも、民間団体がその専門的な知見又は知己の特性を生かすことができる分野において、それら民間団体の参入の機会の増大を図るよう努めることとする。	
(1)経費の効率化・削減	(1)経費の効率化・削減	(3)経費の効率化・削減	(2)外部委託の推進 サービスの低下を招かず、経費削減につながると考えられる業務については、引き続き外部機関を活用する。 (2)一般管理費及び業務経費の効率化・削減 一般管理費及び業務経費とともに、所要の削減を見込んだ予算を作成したうえで、効率的な執行に努め、中期計画を上回る削減ができた。 (3)契約に係る競争の推進 ・契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「随意契約見直し計画」に基づく取り組みを実施、公表し、企画競争等を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施した。 ・一者応札・応募の改善については、平成24年3月に制定した「一者応札(応募)改善方策」に基づき、適正な準備期間等の確保など、改善方策に取り組んだ。 ・また、監事及び契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について厳正な事後チェック(随意契約については、「契約状況フォローアップ」により事前チェック)を受けた。 ・なお、契約手続審査委員会の設置について、検討のうえ必要な規程等の整備を行なうとともに、契約審査手続について内部説明会等を実施した。 (資料編P135 共通7 契約手続審査委員会の設置について) (資料編P140 共通10 随意契約等見直し計画) (資料編P143 共通11 一者応札(応募)改善方策) (4)資金運用の一元化の推進 資金の安全性及び効率性を確認しながら、きめ細かな運用ができた。			
一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図ること。	一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図る。	一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図る。				
①一般管理費 一般管理費(人件費を除く。)について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%を上回る削減を行うこと。	①一般管理費 一般管理費(人件費を除く。)について、本中期計画期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%を上回る削減を行う。	①一般管理費 一般管理費(人件費を除く。)について、中期計画の削減目標(15%)を達成すべく所要の削減を見込んだ平成24年度予算を作成し、効率的執行に努める。				
②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行うこと。	②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、本中期計画期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行う。	②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、中期計画の削減目標(5%)を達成すべく所要の削減を見込んだ平成24年度予算を作成し、効率的執行に努める。				
③人件費 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、総人件費改革の取組を23年度まで継続すること。 また、機構の給与水準(平成19年度、事務・技術職員)は、対国家公務員指数で114.7に下がった(平成18年度指数119.3)ものの、なお国家公務員給与の水準を上回っており、是正に向けて取り組む必要があると認められ、管理部門等の見直し等を通じ、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表すること。	③人件費 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成18年度以降の5年間にわたる人員の5%削減を実施するとともに「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づく取組を平成23年度まで継続する。 また、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表する。	③人件費 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく取組を実施する。 また、機構の給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。				
④その他 官民競争入札等の活用が出来る業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに実施すること。	④その他 官民競争入札等の活用ができる業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに実施する。					
(2)随意契約の見直し	(2)随意契約の見直し	(4)随意契約の見直し				

A

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、入札及び契約手続きにおける透明性の確保、公正な競争の確保等の徹底を図る。				
①「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。	①「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。	①引き続き、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定予定)に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争(企画競争・公募を含む。)に付する。また、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努める。				
②特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。	②特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。	②企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性の確保を図る観点から、その理由等について経理部で審査を実施するほか、業者の選定に当たっては、契約担当部以外の者を審査に加えることとする。				
また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。	また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。	③監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。				
3. 業務における環境配慮	3. 業務における環境配慮	3. 業務における環境配慮				
業務における環境配慮に徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進すること。	業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。	業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。	・ 環境報告書については、東日本大震災直後のERCAの対応を特集した。 ・ 環境報告書のアンケート回収を図るため、封筒の裏面を活用し、「環境報告書2012」を作成した旨のお知らせとアンケートの協力依頼を明記したシールを貼って周知を図った。 ・ 本年度も可能な限り節電に取り組み、引き続き温室効果ガス削減目標を達成した。			温室効果ガス排出量については、計画(3%削減)を大幅に上回り、平成18年度比で35.6%削減している。 また、環境報告書の作成及び公表にあたっては、標準的な取組がなされている。
(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。	(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、公表する。	(1) 平成23年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する		A		
(2) 温室効果ガスの排出削減については、実施計画の着実な実行により、削減目標を達成すること。	(2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画(平成20年1月8日)に基づき、平成22～24年度において平成18年度比3%削減の達成に向け取り組む	(2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画(平成20年1月8日)に基づき、平成22～24年度において平成18年度比3%削減の達成に向け取り組む。 (参考) 平成18年度温室効果ガス量 82,890 kg-CO2 平成18年度比3%削減量 80,403 kg-CO2				

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
IV. 財務内容の改善に関する事項	IV. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画		A		
1. 予算、収支計画及び資金計画の作成等 自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。	1. 予算 2. 収支計画 3. 資金計画	1. 予算 2. 収支計画 3. 資金計画				
		(財務の状況)	・ 一般競争入札の徹底等業務運営の効率化により経費の節減に努めた結果、国から財源措置された運営費交付金の縮減が図れた。 ・ 運用業務を経理部に一元化したことで、運用に係る事務の効率化に努めた。また、各資金の運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用ができた。	A	平成24年度の総利益は約34億円であり、その主な要因は、承継勘定における建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入及び利息の収支差等によるものである。 利益剰余金は前年度末の約126億円に対して、平成24年度は、繰越積立金取崩額0.81億円、当期積立額約34億円を計上し、当期末残高は約159億円となっている。 運営費交付金の使用実績については、事務の効率化による経費の縮減等により計画額を下回っている。 また、資金運用については、各基金の運用方針等に基づき安全かつ効率的な運用が図られている。	
2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	・ 正常債権以外の債権は本中期計画期間中に300億円以下に圧縮することを目標としているが、平成24年度末において268億円となり数値目標を達成することができた。しかし、経済情勢の変化等により新たな正常債権以外の債権の発生も予断を許さない状況が続いていることから、引き続き個別債権の管理を厳格に行い、新たな正常債権以外の債権の発生の防止及び回収額の増額に努めていくこととする。 またサービサーの新規委託に関しては、第2期中期計画期間中に、平成20年度期末の委託債権残高の2割(28億円)を数値目標としているが、新たに5億円の新規委託を行い、目標を達成した。	A	平成24年度末の正常債権以外の債権残高は、個別債権ごとの管理の強化により、約268億円と前年度末に比べ約33億円圧縮し中期計画の目標を達成した。その主な要因は、回収が約46億円、貸倒償却が約0.8億円。そのほか、正常債権と非正常債権の移入移出差について非正常債権への移入差が多く13億円となっている。 約定弁済先の管理強化の取組については、延滞が懸念された東京電力福島第一原子力発電所事故の警戒区域内の債務者に対しても、避難先で状況のヒアリングを行うなど、個別債権ごとの管理が適切に行われている。 法的処理の推進状況等については、平成23年度から継続していた競売等6件のうち5件が終結し、新たに1件の仮押さえを行った結果、年度末の係属中の法的処理事案は2件となっている。 サービサーへの新規委託については、当年度に3件(債権残高5億円)の委託を行い、中期計画の目標(委託債権残高:28億円)を達成した。	
破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことにより、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を300億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。 また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、原則としてサービサーに委託し、本中期目標期間におけるサービサー委託債権残高に対する具体的な目標を定め、委託することとし、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。 なお、環境省は、独立行政法人環境再生保全機構法附則第13条に基づき、債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のため必要な補助金を要求する。	(1)承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政投融资資金の返済を確実に行っていく必要がある。 平成21年度期首において約470億円と見込まれる破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権(以下「正常債権以外の債権」という)の残高を本中期計画期間中に300億円以下に圧縮することを目指す。 なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。	破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権(以下「正常債権以外の債権」という)を本中期計画期間中に300億円以下に圧縮するために、 ① 約定弁済先の管理強化 ② 返済恣意 ③ 厳正な法的処理 ④ 迅速な償却処理に積極的に取り組む。 さらに、平成24年度期首と期末の債権を比較し、正常債権以外の債権の債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、機構の正常債権以外の債権への取り組み状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。				
	①約定弁済先の管理強化 債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、約定弁済先が万一、経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には迅速かつ適切な措置を講ずる。	特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、①の約定弁済先の管理強化にあたっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、その経営状況に目を配り、延滞発生の未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。				
	②返済恣意 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、償却処理、法的処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の約定期間化に努める。	また、②の返済恣意にあたっては、延滞となっている債権であっても、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定期間化することにより、延滞の早期解消を図る。				
	③法的処理 債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては厳正な法的処理を進める。					
	④償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したものの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理する。					
	(2)サービサー委託の推進と経費の効率化・削減					

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
	返済確実性の見込めない債権は、原則、サービス委託とし、中期計画期間中に業務運営の効率性の範囲内で、平成20年度末の委託債権残高(見込157億円)の2割に相当する債権を新たにサービスに委託することを見込む。 ただし、民事再生計画等に基づき通常弁済を行っている債権や、破産手続等が終結し、今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。機構の債権管理回収業務を自律的かつ効率的に運営する上で、サービスに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。 なお上記の正常債権以外の債権の処理にあたっては、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、貸倒損失の補填に必要な補助金(未収財源措置予定額を上限とする)が、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。	返済確実性の見込めない債権は、原則、サービス委託とし、平成24年度も業務運営の効率性の範囲内で正常債権以外の債権を新たに委託するよう引き続き努め、本中期計画期間内での早期目標達成を目指す。 また、民事再生計画等に基づき通常弁済を行っている債権や、破産手続等が終結し、今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。機構の債権管理回収業務を自律的かつ効率的に運営する上で、サービスに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。 上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、14億7百万円交付されることを予定している。				
	V. 短期借入金の限度額	IV 短期借入金の限度額	・ 資金の計画的、機動的な管理に努めた結果、短期間でかつ必要最小限の借入で年4回(5月、9月、11月、3月)の財投借入金等の償還を円滑・確実に実施することができた。	A	計画的かつ機動的な資金管理により、借入限度内での借入を行い、財投借入金等の償還が円滑に実行されている。	
	年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度18,600百万円とする。	平成24年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度18,600百万円とする。				
3. 保有資産の見直し	VI. 重要な財産の処分等に関する計画	V 重要な財産の処分等に関する計画				
戸塚宿舎については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、本中期目標期間中に売却すること。	戸塚宿舎については、本中期計画期間中に売却する。	戸塚宿舎の国庫納付に向けた準備を進め早期の国庫納付を目指す。	・ 平成24年度は国庫納付に向けた準備を進めることができた。	A	戸塚宿舎の処分については、国庫納付に向けた取組が適切に行われている。	
	VII. 剰余金の使途	VI 剰余金の使途				
	なし	なし				
		(保有資産の見直し)				

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
V. その他の業務運営に関する重要事項	VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
	1. 施設及び設備に関する計画	1. 施設及び設備に関する計画				
	なし	なし				
	2. 職員の人事に関する計画	2. 職員の人事に関する計画	<p>・ 人事評価制度については、運用を強化するために人事評価者研修を実施し、職員の業績の適切な反映及び人事評価者育成の推進を図った。</p> <p>・ 職員の知識の向上を図るため、各種研修を企画・実施するとともに外部研修にも積極的に職員(51名)を派遣した。</p>	A	<p>計画通り、事業管理部の常勤職員1名の削減を進めつつも、人事評価について、被評価者との面談時間を十分に設け意見交換を実施するなど、各職員に対するケアも適切になされている。</p> <p>また、職員研修についても、外部で行われる研修を含め29講座実施されるなど、必要な知識等の取得や能力の開発に向け適切に行われている。</p>	
機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。 <p>また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、給与体系を見直すこと。</p>	(1) 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。具体的には、管理部門と事業管理部の縮減等を図る。	(1) 管理部門と事業管理部の縮減等を図るため、事業管理部の常勤職員数1名の削減を図る。				
	(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため各種研修を実施する。	(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため、職員研修計画に基づく各種研修を実施する。				
	(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。	(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。				
	(4) 人員に関する指標	(4) 人員に関する指標				
	①管理部門(総務部・経理部)及び事業管理部については、業務の改善・見直しを進めることにより、期末の常勤職員数を期初の9割以下とする。	・ 期初の常勤職員数 143人 ・ 平成24年度中に1人削減				
	②大阪支部を廃止することに伴い、支部の職員を2名削減する。					

中期目標	中期計画	年度計画	H24年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
	③石綿健康被害救済法の見直しに合わせ実施する組織全体の見直しに際しては、必要な人員について、石綿健康被害者の迅速な救済の確保を前提にしつつ、既存業務の合理化により確保するなど、組織の肥大化防止に十分配慮する。 (参考1) 期初の常勤職員数146人 期末の常勤職員数の見込み140人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み6,614百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。					
	3. 積立金の処分に關する事項	3. 積立金の処分に關する事項	なし	A	業務財源に必要な金額は積立金として承認を受け、承認に沿って執行されている。	
	前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務(未収財源措置予定額)等の財源に充てることとする。	前中期目標期間より繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務(未収財源措置予定額)等の財源に充てることとする。				